

36(サブロク)協定のない残業は法違反です!!

- あなたの会社では、労働者に時間外労働(法定労働時間※1を超えての労働)または休日労働(法定休日※2における労働)をさせることはありますか?

※1 原則として、1日8時間、週40時間です。

ただし、使用する労働者が常時10人未満の①商業、②映画・演劇業その他興行の事業(映画の制作の事業を除く)、③保健衛生業、④接客娛樂業においては、1日8時間、週44時間です。

※2 週に1日または4週に4日与える必要がある休日です。

- 残業させる場合には、「時間外労働・休日労働に関する協定」(いわゆる「36(サブロク)協定」)を締結し労働基準監督署長に届け出る必要があります。

～36協定の締結・届出のポイント～

1 36協定は誰と締結するの?

- 36協定は「使用者」と「労働者の代表※3」とが締結します。

※3 「労働者の代表」とは、次の者をいいます。

- ① 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合
- ② 上記①の労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者(以下のいずれにも該当する者)
 - 監督または管理の地位にある者でないこと。
→ 部長、工場長、支店長などで、管理監督者に該当する方は、労働者の信任が得られていても、過半数を代表する者にはなれません。
 - 過半数を代表する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続で選出された者(民主的な方法で選出された者)であること。

- 36協定は事業場(本社、支店、営業所など)ごとに締結することが必要です。

2 36協定はどのような内容なの?

36協定の内容は「労働時間の限度に関する基準(平成10年労働省告示第154号)」に適合している必要があります。(詳細はリーフレット「時間外労働の限度に関する基準」を参照ください。)

3 36協定は届出が必要なの?

36協定を事業場を管轄する労働基準監督署長に届け出なければ、36協定で定める時間外労働・休日労働を行わせることができません。

4 36協定は周知が必要なの?

36協定は、作業場の見やすい場所への掲示や備え付け、書面の交付などの方法により、労働者に周知する必要があります。



～ご不明な点は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H29.1)

様式第9号(第17条關係)

休目勞傷時間外勞動に關する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）	
時間外労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上の者	所定労働時間	延長することができる時間	
				1日	1日を超える一定の期間（起算日）
① 下記②に該当しない労働者					
② 1年単位の変形労働時間制による労働する労働者					
休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上の者	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	